【新型コロナウイルス】QLD州の学校等に関する措置等

- ●QLD 州政府は、学校等における具合の良くない児童の退去や個人の住居内における人数制限等について、州公衆衛生緊急事態としての新たな指令を発表しています。
- 1 学校等における具合の良くない児童の退去に関する指令(3月29日午後11時59分から適用)

学校や幼児保育・教育施設関係者は, 児童の具合が良くないと考える 合理的な理由がある場合, 学校等から当該児童の退去を決定の上, 親 に通知しなければならない。

この措置により学校から通知を受けた親は,

- (1) 可及的速やかに児童を学校等から退去させると共に,
- (2)以下の状態となるまで、児童を学校等に戻してはならない。
- a 感染状態にある(乃至その疑いのある)場合は,感染状態の児童 に対する指定期間が経過するまで
- b 感染の疑い等がない場合は、症状や病気がなくなるまで

(詳細は,以下の29日に発表された指令原文をご確認下さい。) https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/school-and-early-childhood-service-exclusion-direction

また,3月30日から復活祭学校休暇となる4月3日まで,必要不可欠な職業(医療・治安関係及び生活必需品の供給関係等)に就いている者以外の児童・生徒の通学を停止することとしました。

(詳細は,以下の26日に発表された州首相及び教育大臣の共同声明をご覧下さい。)

http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/3/26/student-free-days-for-queensland-state-schools-next-week

2 個人住居における人数制限に関する指令(3月27日午後11 時59分から適用)

個人住居に一度に滞在可能な人数は10人以下でなければならず, また, 可能な限り社会的距離を保たなければならない。

例外は以下のとおり。

- (1)元々10人を越える家族等が住んでいる世帯(但し,それ以外の者を滞在させてはならない。)
- (2)学校,大学又は他の教育施設宿泊施設(但し,可能な限り社会的距離を保たなければならない。)
- (3) ホステル, B & B (bed&breakfast) 又は下宿(但し,可能な限り社会的距離を保たなければならない。)

(詳細は,以下の27日に発表された指令原文をご確認下さい。) https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/restrictions-in-private-residences-direction

なお,上記1及び2の措置共に,正当な理由なくこれに従わない場合, 最大13,345ドルの罰金が科されます。

3 3月29日午後3時時点の連邦保健省発表によると、豪州の感染者数は3,966例(QLD州では656例)となっています。常に最新情報を入手の上、感染予防に努めて下さい。

州保健省発表(3月29日付)

https://www.qld.gov.au/health/conditions/healthalerts/coronavirus-covid-19/current-status/current-statusand-contact-tracing-alerts